

令和6年4月1日～令和6年9月30日のお支払いまで

【研修室利用料金】

(令和6年10月1日以降のお支払い分から料金・定員が変わります。)

区 分			金 額(単位:円)						
			午前 (9:00~12:00)	午前・午後 (9:00~17:00)	午後 (13:00~17:00)	午後・夜間 (13:00~22:00)	夜間 (18:00~22:00)	全日 (9:00~22:00)	
青少年等	大 研 修 室 (定員 90名)		2,210	(5,030)	2,820	(6,380)	3,560	(8,590)	
	中 研 修 室 ① (定員 30名)		1,350	(3,180)	1,830	(4,150)	2,320	(5,500)	
	中 研 修 室 ② (定員 30名)		1,700	(4,070)	2,370	(5,430)	3,060	(7,130)	
	小 研 修 室 (定員 15名)		870	(2,080)	1,210	(2,690)	1,480	(3,560)	
	特 別 研 修 室 (定員 6名)		490	(1,100)	610	(1,340)	730	(1,830)	
	中 和 研 修 室 (定員 10名)		610	(1,340)	730	(1,600)	870	(2,210)	
青少年等以外の者	大研修室 (定員 90名)	非営利目的	平日料金	5,180	(12,100)	6,920	(15,470)	8,550	(20,650)
			土・日・休日料金	6,220	(14,520)	8,300	(18,560)	10,260	(24,780)
		営利目的	平日料金	7,770	(18,140)	10,370	(23,190)	12,820	(30,960)
			土・日・休日料金	9,320	(21,770)	12,450	(27,830)	15,380	(37,150)
	中研修室① (定員 30名)	非営利目的	平日料金	2,580	(6,140)	3,560	(8,080)	4,520	(10,660)
			土・日・休日料金	3,090	(7,370)	4,280	(9,710)	5,430	(12,800)
		営利目的	平日料金	3,870	(9,220)	5,350	(12,140)	6,790	(16,010)
			土・日・休日料金	4,630	(11,040)	6,410	(14,550)	8,140	(19,180)
	中研修室② (定員 30名)	非営利目的	平日料金	3,390	(8,040)	4,650	(10,550)	5,900	(13,940)
			土・日・休日料金	4,060	(9,630)	5,570	(12,640)	7,070	(16,700)
		営利目的	平日料金	5,090	(12,070)	6,980	(15,820)	8,840	(20,910)
			土・日・休日料金	6,110	(14,480)	8,370	(18,970)	10,600	(25,080)
	小研修室 (定員 15名)	非営利目的	平日料金	1,830	(4,280)	2,450	(5,520)	3,070	(7,350)
			土・日・休日料金	2,200	(5,130)	2,930	(6,610)	3,680	(8,810)
		営利目的	平日料金	2,740	(6,420)	3,680	(8,280)	4,600	(11,020)
			土・日・休日料金	3,290	(7,700)	4,410	(9,920)	5,510	(13,210)
	特別研修室 (定員 6名)	非営利目的	平日料金	870	(2,080)	1,210	(2,690)	1,480	(3,560)
			土・日・休日料金	1,040	(2,500)	1,460	(3,230)	1,770	(4,270)
		営利目的	平日料金	1,300	(3,120)	1,820	(4,030)	2,210	(5,330)
			土・日・休日料金	1,550	(3,730)	2,180	(4,830)	2,650	(6,380)
	中和研修室 (定員 10名)	非営利目的	平日料金	1000	(2,350)	1,350	(3,060)	1,710	(4,060)
			土・日・休日料金	1,190	(2,800)	1,610	(3,660)	2,050	(4,850)
		営利目的	平日料金	1,490	(3,520)	2,030	(4,590)	2,560	(6,080)
			土・日・休日料金	1,780	(4,200)	2,420	(5,480)	3,060	(7,260)

<研修室料金 備考>

- 1 「営利目的」とは、営利、宣伝その他これらに類する目的をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。